

国民健康保険・後期高齢者医療保険

国民健康保険証の更新

◇今月から使用できる緑色の保険証を先月中旬に郵送しましたので、有効期限の確認を ◇窓口受け取りの手続きをした人は、先月までの紫色の保険証と印鑑を持って、希望した窓口へ

問国民健康保険課 ☎216-1228 FAX216-1200

国保の加入・脱退

①加入

◇退職などにより職場の健康保険資格を喪失したときは、国保への加入手続きが必要です

◇必要なもの…健康保険の資格喪失証明書、手続きに来る人の顔写真付き公的身分証明書(運転免許証など)、印鑑、世帯主と加入する人のマイナンバーが分かるもの(通知カードなど)、別世帯の代理人のときは委任状

②脱退

◇就職などにより職場の健康保険に加入したときは、国保からの脱退手続きが必要です ◇必要なもの…職場の健康保険証(該当者全員分、写し可)、国民健康保険証(該当者全員分)、手続きに来る人の顔写真付きの公的身分証明書(運転免許証など)、世帯主と脱退する人のマイナンバーが分かるもの(通知カードなど)

①②共

問サンサンコールかごしま ☎808-3333 FAX216-1200(国民健康保険課)

国保税の年金特別徴収(仮徴収)

◇2月に国保税を特別徴収(年金からの差し引き)された人は、4・6・8月に支給される年金から2月と同額を仮徴収します ◇新たに特別徴収となる人(前年4月2日以降に65歳以上になった世帯など)は、原則4・6・8月に前年度の国保税の2カ月分相当額を仮徴収します ◇本年度の国保税決定後、その年税額と仮徴収額との差額を10・12月・翌年2月の年金から本徴収します **問**国民健康保険課 ☎216-1229 FAX216-1200

国保税の年金特別徴収の平準化

◇国保税の特別徴収(年金からの差し引き)では、所得状況の変化や制度の変更などにより、4・6・8月の徴収額(仮徴収額)と10・12月・翌年2月の徴収額(本徴収額)に大きな差が生じることがあります ◇このような世帯は、6・8月の仮徴収額を変更して、年間の徴収額ができるだけ均等になるように調整します ※国保税額に前年度から変動があるときは、平準化できるまで複数年かかることがあります

問国民健康保険課 ☎216-1229 FAX216-1200

はり、きゆう施設利用券

①国民健康保険

対国保税に滞納がない世帯の人で、40歳以上は平成30年4月以降に特定健診などを受診していること ◇保険証を持って国民健康保険課か各支所の国保担当窓口へ **問**サンサンコールかごしま ☎808-3333 FAX216-1200(国民健康保険課)

②後期高齢者医療保険

対平成30年4月以降に長寿健診などを受診した、後期高齢者医療保険料の滞納がない人 ◇保険証を持って長寿支援課か各支所の福祉課・保健福祉課へ

問長寿支援課

☎216-1268

FAX224-1539

①②共

◇補助額…1回(枚)1100円(年間60回まで。申請月で補助回数が異なります)

人間ドック・脳ドック利用補助

①国民健康保険

対4月1日現在35歳以上(昭和20年6月30日以前に生まれた人を除く)で、国保税に滞納がない世帯の人(昨年度同じドック補助を受けた人を除く) **定**人間ドック500人、脳ドック350人 ◇受付窓口…国民健康保険課か各支所の国保担当窓口 **問**サンサンコールかごしま ☎808-3333 FAX216-1200(国民健康保険課)

②後期高齢者医療保険

対後期高齢者医療保険料に滞納がない人(昨年度受診者と昨年度国保などで同じドック補助を受



けた人を除く) ※6月30日までに75歳になる人も申し込み可 **定**人間ドック112人、脳ドック73人 ◇受付窓口…長寿支援課か各支所の福祉課・保健福祉課 **問**長寿支援課 ☎216-1268 FAX224-1539

①②共

◇補助額…検査費用の半額(消費税は本人負担、上限2万円)

◇人間ドックと脳ドックの同時申し込みは不可 **申**保険証と印鑑を持って人間ドックは4月9日～5月8日に、脳ドックは4月16日～5月8日に各受付窓口へ

葬祭費の支給

◇国保や後期高齢者医療保険の被保険者が亡くなったとき、喪主に葬祭費として2万円を支給します ※社会保険の被保険者が資格喪失後3カ月以内に亡くなったときなどは、以前加入していた社会保険から支給されることがあります ◇申請期間…葬儀の翌日から2年以内 ◇必要なもの…保険証、死亡診断書か埋(火)葬許可書の写し、喪主の印鑑、通帳、手続きする人の本人確認書類(運転免許証など)、国保は亡くなった人のマイナンバーが分かるもの **問**国保はサンサンコールかごしま ☎808-3333 FAX216-1200(国民健康保険課)、後期高齢者医療保険は長寿支援課 ☎216-1268 FAX224-1539



後期高齢者医療保険料の口座振替への変更

◇8月分の特別徴収(年金からの支払い)を中止し、口座振替を希望する人は、5月8日までに納付方法変更申出書の提出を(年度内の支払い総額は変わりません) ◇必要なもの…保険証、通帳、通帳印(本人以外の口座から引き落としを希望するときは、本人の印鑑も必要) ◇引き続き年金からの支払いを希望する人や、申出書を提出済みの人は手続き不要 **問**長寿支援課 ☎216-1268 FAX224-1539、各支所の福祉課・保健福祉課

障害者福祉

障害福祉サービスの利用

◇障害者手帳の所持にかかわらず、発達障害や難病患者など一定の障害がある人は、居宅介護などの障害福祉サービスを利用できることがあるのでご相談ください **問**障害福祉課 ☎216-1304 FAX216-1274

一人で外出が難しい障害者(児)の移動を支援します

◇旅行やイベントに出掛けるときに同行するなどの支援をします **対**身体障害者手帳の第1種か療育手帳を持っている人 ※重度訪問介護や同行援護などの利用者を除く ◇65歳になる日より前の5年間継続して移動支援の支給決定を受けていた人なども利用できますのでご相談ください **問**障害福祉課 ☎216-1304 FAX216-1274



重度心身障害者等医療費助成金

◇重度障害者が各種健康保険で医療を受けたときの自己負担額を助成します ※事前登録が必要(資格証をお渡しします)

対身体障害者手帳1・2級、知能指数35以下(療育手帳A・A1・A2)、身体障害者手帳3級の所持者で知能指数36以上50以下(療育手帳B1)のいずれかに当てはまる1歳以上の人 **申**障害福祉課や各支所の福祉課、病院などにある支給申請書を直接病院へ。市外の病院など医療機関の窓口で受け付けができないときは、領収証を添えて障害福祉課 ☎216-1273 FAX216-1274か各支所の福祉課・保健福祉課へ

市知的障害者福祉センター(ふれあい館)利用説明会

内ふれあい館の利用手続き・講座、年間イベントなどの紹介 **対**本年度利用を考えている事業所や各種団体 **期**4月23日(木)10時～12時 **所**ふれあい館 **定**なし **料**無料 **問**ふれあい館 ☎264-8711 FAX264-8884

市立病院の初診時には紹介状をお持ちください

◇市立病院は、かかりつけ医を支援し、地域医療の中核的役割を果たす「地域医療支援病院」として、地域の医療機関と連携した医療を提供しています

◇初診で紹介状がないときは、診療費と別に初診時選定療養費5500円(税込み)が必要になることがあります ◇かかりつけの病院で紹介状をもらい、予約してから受診してください

◇予約は月～金曜日の9時～17時に医療連携室 ☎230-7103へ

問市立病院医事情報課 ☎230-7000 FAX230-7070



ゆうあい福祉バス(車いす用リフト付きバス)を利用しませんか

◇障害者の団体が行事やレクリエーションなどに参加するときに無料で利用できます(有料道路通行料金、渡船料、駐車場使用料金などは利用者負担)

定24人(車いす2台使用時は22人)

◇利用時間 9時30分～16時30分

◇運行範囲 県内(離島を除く)

◇運休日 12月29日～1月3日と車両点検日

申利用希望日の前月の1日(土・日曜日、休日のときは最初の開庁日)から利用希望日の10日前までに障害福祉課 ☎216-1272 FAX216-1274へ

